

東大阪市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約及び建設工事に係る設計業務委託契約に係る一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加する者に必要な資格を定めた制限付き一般競争入札制度（以下「本制度」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 本制度の対象となる建設工事及び建設工事に係る設計業務委託（以下「対象案件」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、東大阪市建設工事契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）が特に必要と認める工事についてはこの限りではない。

(1) 建設工事 発注予定金額200万円超の建設工事及び単価契約

(2) 設計委託 発注予定金額100万円超の建設工事に係る設計業務委託及び単価契約

(入札参加申請資格)

第3条 入札に参加申請する者に必要な資格は、対象案件ごとに次の事項を考慮して定めるものとする。

(1) 本市の入札参加有資格者名簿に登載されていること。

(2) 東大阪市入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）による入札参加停止期間中ではないこと。

(3) 対象案件と同種の工事又は委託について、対象案件ごとに定める一定の元請施工実績又は元請履行実績があること。

(4) 対象案件に配置予定の現場代理人、主任技術者及び監理技術者又は建築士、管理技術者並びに照査技術者が適正であること。

(5) その他対象案件について必要な事項

(公告)

第4条 本制度により入札に付するときは、入札参加申請期限の前日から起算して少なくとも、5日前までに次の事項を公告するものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な事項

(3) 入札参加の申請期間

(4) 契約条項を示す場所及び日時

(5) 入札の場所及び日時

(6) 入札保証金に関する事項

(7) 入札の無効に関する事項

(8) その他入札について必要な事項

(入札参加の申請)

第5条 入札に参加しようとする者は、申請期間中に入札参加申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書提出において、公告で入札参加資格に関する資料の提出を求めたときは、当該資料を添付して申請しなければならない。

3 入札参加資格審査の結果は申請者に通知するものとし、入札参加資格を認めなかった申請者への通知には理由を付するものとする。

(入札に参加できない者)

第6条 次に掲げる者は、対象案件の入札に参加できないものとする。応札した場合は、失格になる。

(1) 入札参加申請書を提出した日から入札時までの間において、新たに停止要綱に基づき入札参加停止となった者

(2) 入札参加申請期限日までに申請しなかった者又は入札参加を認められなかった者

(3) 発注工事の施工範囲の端から直線最短距離100メートル以内に、既発注工事の施工範囲の端が存する当該既発注工事を施工中である者。但し、敷地が分離されている建築物の工事に在っては、この限りでない。

(4) 発注工事と既発注工事の施工範囲が同一敷地内である場合の当該既発注工事を施工中である者

(5) 発注工事に対し適正な技術者の配置ができないと思慮される者

(6) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外期間中である者、警察当局から市長に対し暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者

(7) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、その下請契約関係が不適切であることが明確な者

(8) 次のいずれかの関係に該当する者同士

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の者

(ウ) 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(9) 官公需適格組合とその組合員の関係にある者

(10) その他特段の事由により、入札に参加することが適当でないと審査委員会で決定した者

(特定建設工事共同企業体)

第7条 対象案件において特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による参加を認める場合には、各構成員ごとに第3条に規定する入札参加資格を設定することができる。

2 共同企業体により申請しようとする者は、第5条に定める入札参加の申請において特定建設工事共同企業体協定書の写しを提出しなければならない。

3 申請者が共同企業体である場合において、その構成員の一が第6条に該当するときは当該共同企業体及び当該共同企業体の各構成員は入札に参加できないものとする。

4 共同企業体にかかる前各号の規定の他は前各条の例による。

(その他)

第8条 本制度の実施にあたり、この要綱に定めのない事項は別に定める。また、この要綱によりがたい場合は、建設工事契約審査委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 5 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。